

介護予防短期入所生活介護事業
重要事項説明書
(同意書)

社会福祉法人 松輪会

《基本方針》

- ・ 当事業所は、要支援状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

《事業者及び事業所の概要》

・ 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松輪会
- (2) 法人所在地 大阪府高槻市黄金の里1丁目14番8号
- (3) 電話番号 072-687-3681
- (4) 代表者氏名 理事長 松井 彬
- (5) 設立年月 平成 元年3月13日

・ 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業
(指定番号 2774400267)
- (2) 事業所の目的 在宅要支援者に対し、短期間の入所により基本方針に基づくサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームしぎの黄金の里
- (4) 事業所の所在地 大阪市城東区鳴野東2丁目26番12号
- (5) 電話番号 06-6963-5551
- (6) 管理者 施設長 松井 千佳
- (7) 開設年月 平成18年4月1日
- (8) 利用定員 20名

・ 営業日及び営業時間

営業日	年 中 無 休
受付時間	月 ～ 土 9:00～18:00

- ・ 送迎の実施地域 大阪市

《職員の配置状況》

- ・ 指定介護予防短期入所生活介護事業は特別養護老人ホームしぎの黄金の里に併設され指定短期入所生活介護事業と一体して行っています。職員の配置は特別養護老人ホームしぎの黄金の里と兼務合算されています。

職 種	員 数		職 務
	基準数	配置数	
施設長（管理者）	1名	1名	事業所の業務を統括します。
生活相談員	2名	3名	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	45名 （夜間6名）	73名 （夜間7名）	利用者の日常生活上の介護、健康保持のための相談・援助を行います。
看護職員	4名	10名	主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います が、日常生活上の介護・介助等も行います。
機能訓練指導員	1名	1名	利用者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	2名	3名	介護保険上の手続、サービス計画の作成を行います。
医師	1名	6名	利用者の健康管理、疾病時の応急治療を担当します。
管理栄養士	1名	1名	給食管理、利用者の栄養指導を担当します。

《サービスの概要》

- ・ 食事
管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
（食事時間）朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～
- ・ 入浴
入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・ 排泄
排泄の介助を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時に取り替えます。
- ・ その他の自立への支援
寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金》

- ・ 介護保険の給付対象の料金（非課税）
 - （1）指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料（告示上の額）の各利用者の負担割合に応じた額
 - （2）送迎費の各利用者の負担割合に応じた額
ただし、法定代理受領に該当しない場合は（1）、（2）の基準額
- ・ 介護保険の給付対象外の料金
 - （1）食事の提供に要する費用（非課税） 1,445円／日

- (2) 滞在に要する費用（非課税）
従来型個室 1, 171円／日
多床室 855円／日
- (3) 利用者の希望により提供する次のサービスの料金は、全額が利用者の負担になります。
- ① 散髪代（実費及び消費税：現在1500円）
 - ② クラブ活動費（実費及び消費税）
例：生け花材料費、書道消耗品費、記念写真費
 - ③ 上記以外に利用者からの依頼により購入する物品、嗜好品、食品等については、実費及び消費税が必要になります。
- (4) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第97条の4の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第2号について、指定介護予防サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第127号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
- ・ 補足 利用料金については別紙料金表参照。
 - ・ サービス利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明を行い、当該料金を相当額に変更させていただく場合があります。

《ご利用に際して》

- ・ 利用の際に所定の健康診断書が必要な場合があります。再利用時身体状況に変化があった場合には、再度医師の診断書を提出していただきます。
- ・ 所持品について
介護保険被保険者証（原本）
介護保険負担限度額認定証（対象者のみ）
後期高齢者医療被保険者証
肌着3枚（さしつかえなければ、当施設で貸出し可）
歯ブラシ1本
常時服用の薬
- ・ 持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・ 高額のお金は持参しないで下さい。紛失・利用者同士の貸借は一切責任を負えません。
- ・ 保険証の変更や有効期限の切り替えなどの場合は新保険証を必ず連絡ください。

《連絡先について》

- ・ 緊急時の連絡先を2ヶ所及びかかりつけ医をお知らせください。又、連絡先の変更がありましたら早急に連絡ください。
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合には家族又は連絡先に連絡させていただきます。緊急に病院へ搬送する場合がありますが、原則として家族の方で対応していただきます。

《体調について》

- ・ 送迎時、職員に健康状態及び最終排便日を必ずお知らせください。発熱や咳、体調不良の場合は、利用をお断りすることもあります。
- ・ 体調によりあるいは入浴拒否によって入浴できない時もあります。無理強いはい

できませんので清拭等で清潔を保ちます。

- ・ 介護に際しては、予測できない事故が起こる事がありますが、職員は細心の注意を払っています。
- ・ 残存機能を維持し、レベルアップをはかる為、個別のプログラムをたて援助を行います。加齢に伴い家族の予想できない機能低下や認知症症状が発生することもあります。
- ・ 緊急時に際し、本人又は家族の希望に添えない病院に入院する事もあります。
- ・ 事業所が協力をお願いしている病院等は次のとおりです。

社会福祉法人松輪会 しぎの黄金の里診療所

森之宮病院 住所：大阪市城東区森之宮 2-1-88 TEL：06-6969-0111
(内科・循環器科・整形外科等)

東大阪病院 住所：大阪市城東区中央 1-7-22 TEL：06-6939-1121
(内科・外科・整形外科等)

城東中央病院 住所：大阪市城東区嶋野西 5-3-47 TEL：06-6962-0015
(内科・循環器科・整形外科等)

大森歯科診療所 住所：大阪市都島区片町 2-7-57 TEL：06-6352-4588

《利用日の中止・追加・変更》

- ・ 契約者は利用期日前において、相談により短期入所介護サービスを中止又は変更することができます。この場合には契約者はサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

《利用料金の支払いについて》

- ・ 利用料金については、別紙料金表により、提示させていただきます。利用料金は、郵便局又は、銀行から「引き落とし」または、「現金」にて支払いをお願いします。滞納された場合はサービス利用が続行できない場合があります。

《面会・食品の持ち込みについて》

- ・ 面会時間は原則として、9～18時とします。ただし、緊急時はその限りではありません。
- ・ 面会時に食品を持ち込まれる場合は、必ず職員に連絡してください。ただし、生ものはご遠慮ください。持ち込み食品及び事業所側から提供した以外の食品から発生した食中毒については、一切責任を負いません。
- ・ 食事療法等を行っている方もいらっしゃいますので、同室者及び他の利用者へのお心遣いをご遠慮ください。

《嗜好品について》

- ・ 基本的には可能ですが、本人の身体状況その他により制限させていただくこともあります。
- ・ タバコについて
施設内の所定の場所以外の喫煙は禁止します。
- ・ アルコールについて
居室内での飲酒と時間的観念のない飲酒は、ご遠慮させていただきます。

《禁止持ち物》

- ・ 刃物、ライター、マッチ、危険な洗剤、イヤホン不可のラジオ・プレーヤー、冷蔵庫、タンス、仏壇、高額な物、等
- ・ ラジオカセット、テレビは、持ち込み可能ですが、他の利用者の迷惑にならないようにイヤホンを使用してください。

《相談・苦情について》

- ・ 当事業者の相談・苦情の窓口は 下中 洋昌（施設部長）がお受けいたします。
相談・苦情責任者 松井 千佳（施設長）
電話（０６）６９６３－５５５１
FAX（０６）６９６３－５５０１
- ・ 当事業所以外に、次のところにも、相談・苦情の窓口があります。

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

所在地 大阪市中央区船場中央３－１－７－３３１

電話番号 ０６－６２４１－６３１０

城東区保健福祉課（保健福祉センター）介護保険グループ

所在地 大阪市城東区中央３－４－２９

電話番号 ０６－６９３０－９８５９

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪市中央区常磐町１－３－８ 中央大通 FN ビル１１階

電話番号 ０６－６９４９－５４１８

大阪府社会福祉協議会

所在地 大阪市中央区谷町７－４－１５ 大阪府社会福祉会館２階

電話番号 ０６－６１９１－３１３０

- ・ 第三者委員 坂井 孝（成光苑 監事 第三者委員）
戸崎 壽隆（元小学校校長）

《事故発生時について》

- ・ 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族、担当の介護予防支援事業者に連絡をし、必要な措置を行います。
- ・ 利用者へのサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

《身体拘束の禁止》

- ・ 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束等がある場合には、次の手順を取ります。
 - （１）身体拘束廃止委員会を設置する。
 - （２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - （３）利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

《秘密の保持》

- ・ サービスを提供する上で知り得た利用者又は利用者代理人等家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ・ 居宅介護事業者等に対して、利用者又は利用者代理人等家族に関する情報を提供するにはあらかじめ文書により当該者の同意を得る。

《高齢者虐待防止》

- ・ 事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 松井 千佳
 - (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (3) 虐待に関する苦情解決体制を整備しています。
 - (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

《非常災害対策》

- ・ 非常災害に備えて、非難・救出・夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。
- ・ 消防法を準拠して防災計画を別に定めます。

《その他》

- ・ 交通事情等により送迎時間が多少異なる事があります。また、送迎時、車の運転に関しては細心の注意を払いますが、急ブレーキ等、避けられない事故が起こる可能性もあります。
- ・ 食べ物のアレルギー、車酔い等、必ず事前に連絡してください。

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 高槻市黄金の里1丁目14番8号
名称 社会福祉法人 松輪会
代表者 理事長 松井 彬 印

説明者 所属 _____
氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護の利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ 印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」もよく読んで、署名・押印して頂き、それをもって契約開始となります。

◆連絡先◆

◇第1連絡先 氏 名 続柄 ()

住 所

電話番号

勤務先

◇第2連絡先 氏 名 続柄 ()

住 所

電話番号

勤務先

短期入所生活介護事業
重要事項説明書
(同意書)

社会福祉法人 松輪会

《基本方針》

- ・ 当事業所は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

《事業者及び事業所の概要》

- ・ 事業者
 - (1) 法人名 社会福祉法人 松輪会
 - (2) 法人所在地 大阪府高槻市黄金の里1丁目14番8号
 - (3) 電話番号 072-687-3681
 - (4) 代表者氏名 理事長 松井 彬
 - (5) 設立年月 平成 元年3月13日
- ・ 事業所の概要
 - (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業
(指定番号 2774400267)
 - (2) 事業所の目的 在宅要介護者に対し、短期間の入所により基本方針に基づくサービスを提供します。
 - (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームしぎの黄金の里
 - (4) 事業所の所在地 大阪市城東区鳴野東2丁目26番12号
 - (5) 電話番号 06-6963-5551
 - (6) 管理者 施設長 松井 千佳
 - (7) 開設年月 平成9年9月19日
 - (8) 利用定員 20名

- ・ 営業日及び営業時間

営業日	年 中 無 休
受付時間	月 ～ 土 9：00～18：00

- ・ 送迎の実施地域 大阪市

《職員の配置状況》

- ・ 指定短期入所生活介護事業は特別養護老人ホームしぎの黄金の里に併設され指定介護予防短期入所生活介護事業と一体して行っています。職員の配置は特別養護老人ホームしぎの黄金の里と兼務合算されています。

職 種	員 数		職 務
	基準数	配置数	
施設長（管理者）	1名	1名	事業所の業務を統括します。
生活相談員	2名	3名	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	45名 （夜間6名）	73名 （夜間7名）	利用者の日常生活上の介護、健康保持のための相談・援助を行います。
看護職員	4名	10名	主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います が、日常生活上の介護・介助等も行います。
機能訓練指導員	1名	1名	利用者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	2名	3名	介護保険上の手続、サービス計画の作成を行います。
医師	1名	6名	利用者の健康管理、疾病時の応急治療を担当します。
管理栄養士	1名	1名	給食管理、利用者の栄養指導を担当します。

《サービスの概要》

- ・ 食事
管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。
（食事時間）朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～
- ・ 入浴
入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・ 排泄
排泄の介助を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時に取り替えます。
- ・ その他の自立への支援
寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金》

- ・ 介護保険の給付対象の料金（非課税）
 - （1）指定短記入所生活介護に係る利用料（告示上の額）の各利用者の負担割合に応じた額
 - （2）送迎費の各利用者の負担割合に応じた額
ただし、法定代理受領に該当しない場合は（1）、（2）の基準額
- ・ 介護保険の給付対象外の料金
 - （1）食事の提供に要する費用（非課税） 1,445円／日

(2) 滞在に要する費用（非課税） 従来型個室 1, 171円／日
多床室 855円／日

(3) 利用者の希望により提供する次のサービスの料金は、全額が利用者の負担になります。

① 散髪代（実費及び消費税：現在1500円）

② クラブ活動費（実費及び消費税）

例：生け花材料費、書道消耗品費、記念写真費

③ 上記以外に利用者からの依頼により購入する物品、嗜好品、食品等については、実費及び消費税が必要になります。

(4) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第2号について、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第19号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。

- ・ 補足 利用料金については別紙料金表参照。
- ・ サービス利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明を行い、当該料金を相当額に変更させていただく場合があります。

《ご利用に際して》

- ・ 利用の際に所定の健康診断書が必要な場合があります。再利用時身体状況に変化があった場合には、再度医師の診断書を提出していただきます。
- ・ 所持品について
介護保険被保険者証（原本）
介護保険負担限度額認定証（対象者のみ）
後期高齢者医療被保険者証
肌着3枚（さしつかえなければ、当施設で貸出し可）
歯ブラシ1本
常時服用の薬
- ・ 持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・ 高額のお金は持参しないで下さい。紛失・利用者同士の貸借は一切責任を負えません。
- ・ 保険証の変更や有効期限の切り替えなどの場合は新保険証を必ず連絡ください

《連絡先について》

- ・ 緊急時の連絡先を2ヶ所及びかかりつけ医をお知らせください。又、連絡先の変更がありましたら早急に連絡ください。
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合には家族又は連絡先に連絡させていただきます。緊急に病院へ搬送する場合がありますが、原則として家族の方で対応していただきます。

《体調について》

- ・ 送迎時、職員に健康状態及び最終排便日を必ずお知らせください。発熱や咳、体調不良の場合は、利用をお断りすることもあります。
- ・ 体調によりあるいは入浴拒否によって入浴できない時もあります。無理強いはい

できませんので清拭等で清潔を保ちます。

- ・ 介護に際しては、予測できない事故が起こる事がありますが、職員は細心の注意を払っています。
- ・ 残存機能を維持し、レベルアップをはかる為、個別のプログラムをたて援助を行います。加齢に伴い家族の予想できない機能低下や認知症症状が発生することもあります。
- ・ 緊急時に際し、本人又は家族の希望に添えない病院に入院する事もあります。
- ・ 当施設が協力をお願いしている病院等は次のとおりです。

社会福祉法人松輪会 しぎの黄金の里診療所

森之宮病院 住所：大阪市城東区森之宮 2-1-88 TEL：06-6969-0111
(内科・循環器科・整形外科等)

東大阪病院 住所：大阪市城東区中央 1-7-22 TEL：06-6939-1121
(内科・外科・整形外科等)

城東中央病院 住所：大阪市城東区嶋野西 5-3-47 TEL：06-6962-0015
(内科・循環器科・整形外科等)

大森歯科診療所 住所：大阪市都島区片町 2-7-57 TEL：06-6352-4588

《利用日の中止・追加・変更》

- ・ 契約者は利用期日前において、相談により短期入所介護サービスを中止又は変更することができます。この場合には契約者はサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

《利用料金の支払いについて》

- ・ 利用料金については、別紙料金表により、提示させていただきます。利用料金は、郵便局又は、銀行から「引き落とし」または、「現金」にて支払いをお願いします。滞納された場合はサービス利用が続行できない場合があります。

《面会・食品の持ち込みについて》

- ・ 面会時間は原則として、9～18時とします。ただし、緊急時はその限りではありません。
- ・ 面会時に食品を持ち込まれる場合は、必ず職員に連絡してください。ただし、生ものはご遠慮ください。持ち込み食品及び事業所側から提供した以外の食品から発生した食中毒については、一切責任を負いません。
- ・ 食事療法等を行っている方もいらっしゃいますので、同室者及び他の利用者へのお心遣いをご遠慮ください。

《嗜好品について》

- ・ 基本的には可能ですが、本人の身体状況その他により制限させていただくこともあります。
- ・ タバコについて
施設内の所定の場所以外の喫煙は禁止します。
- ・ アルコールについて
居室内での飲酒と時間的観念のない飲酒は、ご遠慮していただきます。

《禁止持ち物》

- ・ 刃物、ライター、マッチ、危険な洗剤、イヤホン不可のラジオ・プレーヤー、冷蔵庫、タンス、仏壇、高額な物、等
- ・ ラジオカセット、テレビは、持ち込み可能ですが、他の利用者の迷惑にならないようにイヤホンを使用してください。

《相談・苦情について》

- ・ 当事業者の相談・苦情の窓口は 下中 洋昌（施設部長）がお受けいたします。
相談・苦情責任者 松井 千佳（施設長）
電話（０６）６９６３－５５５１
FAX（０６）６９６３－５５０１
- ・ 当事業所以外に、次のところにも、相談・苦情の窓口があります。

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

所在地 大阪市中央区船場中央３－１－７－３３１

電話番号 ０６－６２４１－６３１０

城東区保健福祉課（保健福祉センター）介護保険グループ

所在地 大阪市城東区中央３－４－２９

電話番号 ０６－６９３０－９８５９

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪市中央区常磐町１－３－８ 中央大通 FN ビル１１階

電話番号 ０６－６９４９－５４１８

大阪府社会福祉協議会

所在地 大阪市中央区谷町７－４－１５ 大阪府社会福祉会館２階

電話番号 ０６－６１９１－３１３０

- ・ 第三者委員 坂井 孝（成光苑 監事 第三者委員）
戸崎 壽隆（元小学校校長）

《事故発生時について》

- ・ 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡をし、必要な措置を行います。
- ・ 利用者へのサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

《身体拘束の禁止》

- ・ 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束等がある場合には、次の手続を取ります。
 - （４）身体拘束廃止委員会を設置する。
 - （５）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - （６）利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

《秘密の保持》

- ・ サービスを提供する上で知り得た利用者又は利用者代理人等家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ・ 居宅介護事業者等に対して、利用者又は利用者代理人等家族に関する情報を提供するにはあらかじめ文書により当該者の同意を得る。

《高齢者虐待防止》

- ・ 事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 松井 千佳
 - (6) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (7) 虐待に関する苦情解決体制を整備しています。
 - (8) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

《非常災害対策》

- ・ 非常災害に備えて、非難・救出・夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。
- ・ 消防法を準拠して防災計画を別に定めます。

《その他》

- ・ 交通事情等により送迎時間が多少異なる事があります。また、送迎時、車の運転に関しては細心の注意を払いますが、急ブレーキ等、避けられない事故が起こる可能性もあります。
- ・ 食べ物のアレルギー、車酔い等、必ず事前に連絡してください。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所の利用開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 高槻市黄金の里1丁目14番8号
名 称 社会福祉法人 松輪会
代表者 理事長 松井 彬 印

説明者 所属 _____
氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護事業所の利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ 印

※本重要事項説明書と同時に「契約書」もよく読んで、署名・押印して頂き、それをもって契約開始となります。

◆連絡先◆

◇第1連絡先 氏 名 続柄 ()

住 所

電話番号

勤務先

◇第2連絡先 氏 名 続柄 ()

住 所

電話番号

勤務先